



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

告 示

- 県議会定例会の招集（財政課）…………… 1
- 歳入の徴収の事務の委託（地域・離島課）…………… 1
- 歳入の収納の事務の委託（地域・離島課）…………… 1
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課）…………… 2
- 県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課）…………… 3
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林緑地課）…………… 3
- 事業の認定（用地課）…………… 3

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）…………… 5
- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知（都市計画・モノレール課）…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了・3件（建築指導課）…………… 5

訓 令

- 広域相談専門員設置規程（障害保健福祉課）…………… 6

## 告 示

### 沖縄県告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成26年第2回沖縄県議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年2月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 招集の期日 平成26年2月14日
- 2 招集の場所 沖縄県議会議事堂

### 沖縄県告示第61号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成26年2月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 委託した徴収事務 地域総合整備資金の貸付に係る償還金の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 名称 財団法人地域総合整備財団
  - (2) 所在地 東京都千代田区平河町2丁目5番6号
- 3 委託期間 平成25年2月26日から平成26年2月25日まで

### 沖縄県告示第62号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を

委託した。

平成26年2月7日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 委託した収納事務 地域総合整備資金の貸付けに係る償還金、遅延利息及び繰上償還金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 名称 財団法人地域総合整備財団
  - (2) 所在地 東京都千代田区平河町2丁目5番6号
- 3 委託期間 平成25年2月26日から平成26年2月25日まで

#### 沖縄県告示第63号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり真稲土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年2月7日

沖縄県知事 仲井眞弘多

#### 1 就任

理事、監事の別	氏名	住所
理事	照屋義松	名護市字真喜屋16番地
理事	島袋栄庄	名護市字稲嶺240番地の3
理事	親川清松	名護市大西五丁目13番24号
理事	大山功	名護市字稲嶺984番地の8
理事	島袋哲夫	名護市字真喜屋208番地
理事	喜納健治	名護市字真喜屋327番地の1
理事	喜納啓	名護市字稲嶺7番地
理事	宮平正三	名護市字真喜屋493番地の3
監事	大山政照	名護市字稲嶺111番地の1
監事	宮城孝昭	名護市字真喜屋166番地

任期 平成25年12月26日から平成29年12月25日まで

#### 2 退任

理事、監事の別	氏名	住所
理事	親川和夫	名護市字稲嶺984番地の28
理事	照屋義松	名護市字真喜屋16番地
理事	島袋栄庄	名護市字稲嶺240番地の3
理事	親川清松	名護市大西五丁目13番24号
理事	大山功	名護市字稲嶺984番地の8
理事	喜納健治	名護市字真喜屋327番地の1
理事	島袋哲夫	名護市字真喜屋208番地
理事	喜納啓	名護市字稲嶺7番地
監事	宮里清貞	名護市字稲嶺27番地

監事	宮城孝昭	名護市字真喜屋166番地
----	------	--------------

#### 沖縄県告示第64号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、福地地区県営土地改良事業（農業用排水施設・区画整理）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 2月 7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成26年 2月10日から同年 3月10日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

#### 沖縄県告示第65号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成26年 2月 7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡伊是名村字伊是名山伊是名山196番109、196番110、196番122（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

#### 沖縄県告示第66号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成26年 2月 7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 起業者の名称 八重瀬町
- 2 事業の種類 港川フィッシャー遺跡保存整備事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 沖縄県島尻郡八重瀬町字長毛トーガマー原地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について  
港川フィッシャー遺跡保存整備事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である八重瀬町が事業主体となって、起業地内に、体験学習室、広場、駐車場等からなる港川フィッシャー遺跡公園を整備する事業であるところ、同公園は法第3条第32号に定める公園その他公共の用に供する施設に該当する。  
したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
  - (2) 法第20条第2号の要件への適合性について  
八重瀬町は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、本件事業の実施に必要な財政措置を講じ

ていることから、法第20条第2号への要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

港川フィッシャー遺跡（以下「本件遺跡」という。）から発掘された約1万8千年前の人骨化石は「港川人」と呼ばれており、日本列島の旧化石人とその文化を考える上で重要な化石人骨である。その人骨資料群は保存状態がよく、ほぼ全身の骨格が復元可能であることから、貴重な更新世化石人骨と評価されている。また、本件遺跡には年間500人程度の観光客が訪れているほか、隣接する高校が実習場所として利用する等、観光資源及び学習教材として活用されている。しかし、本件遺跡面積の90パーセントが民有地であるため、遺跡の保存、地盤整備、ハブ等の危険小動物への対応等が困難となっており、見学者の安全管理及び文化遺跡の保存活用が十分に図られていない。

このような状況に対応するため、本件事業は「第一次八重瀬町総合計画（前期）」に基づき計画されたものであり、本件遺跡を保存することに加え、隣接地に体験学習室、広場、駐車場等の施設整備を行うものである。本件事業の施行によって、本件遺跡を含む周辺敷地の環境整備が行われ、文化遺跡の保存並びに歴史及び文化の継承が図られる。また、歩道等の整備によって見学者の安全が確保されるほか、体験学習室等の施設整備によって観光資源及び学習教材としての利用が促進され、観光産業及び文化教育の推進に寄与される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内には、保護のため特別の措置を講ずべき希少動植物は確認されておらず、また、本件事業において保存する遺跡以外の埋蔵文化財は存在しない。なお、万一確認された場合には各関係部署と協議し、適切な措置を講ずることから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、支障物件、交通の利便性、経済性等から3案を比較検討した結果、最も合理的な案を採用している。

よって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、本件事業は港川フィッシャー遺跡公園を整備しようとするものであり、「第一次八重瀬町総合計画（前期）」に掲げる文化遺跡の保存活用を行うものである。本件遺跡は地盤等の整備がされておらず、安全管理が不十分となっていることから、早期に整備し見学者の安全を確保する必要がある。また、体験学習室等の施設整備を行い、観光産業及び文化教育の促進を図る必要があることから、本事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に半永久的に供される範囲であることから、収用の範囲の別についても合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足しているので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 八重瀬町教育委員会生涯学習文化課

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成26年3月27日まで縦覧に供する。

平成26年 2月 7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成26年1月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ニート自立支援起業プロジェクト
- 3 代表者の氏名 木谷哲人
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市松尾2丁目2番31号プルメリア松尾407
- 5 定款に記載された目的 この法人は、社会で一般的にニート（Not in Education, Employment or Training）、フリーターと呼ばれている男女の若者（20歳～35歳）に対しC-Cafe起業に関する資金面、運営面、技術面、精神面からのサポートに関する事業を行い、ニートの社会参加に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年 2月 7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画及び中部広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 9・6・1 沖縄県総合運動公園
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 昭和56年11月11日から平成31年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年 2月 7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年12月26日 沖縄県指令土第955号、平成20年1月30日 沖縄県指令土第35号（変更）、平成25年10月8日 沖縄県指令土第1148号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 沖縄市松本一丁目34番12及び34番15（3工区）
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 道路
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 うるま市喜仲一丁目7番14号 つばさ総合企画有限会社 代表取締役 諸橋勲男
- 5 検査済証番号 平成26年1月28日 第4067号
- 6 工事完了年月日 平成25年1月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年2月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年2月18日 沖縄県指令土第117号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字本部376番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字本部66番地1ハイツ宮兼B-101 宮城郁夫、南風原町字本部66番地1ハイツ宮兼B-101 宮城かおり
- 5 検査済証番号 平成26年1月28日 第4068号
- 6 工事完了年月日 平成26年1月13日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年2月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年9月13日 沖縄県指令土第1010号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字大名167番8
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮平381番地25B-7 與那嶺秀勝
- 5 検査済証番号 平成26年1月29日 第4069号
- 6 工事完了年月日 平成26年1月20日

**訓 令**

沖縄県訓令第2号

福 祉 保 健 部

広域相談専門員設置規程を次のように定める。

平成26年2月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**広域相談専門員設置規程**

(設置)

**第1条** 沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（平成25年沖縄県条例第64号。以下「条例」という。）に基づく障害を理由とする差別等を解消するための支援を適正かつ円滑に実施するため、福祉保健部障害保健福祉課に条例第20条第1項に規定する広域相談専門員（以下「専門員」という。）を設置する。

(身分)

**第2条** 専門員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

**第3条** 専門員は、福祉保健部障害保健福祉課長（以下「障害保健福祉課長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 条例第20条第1項各号に規定する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、障害保健福祉課長が必要と認める業務

(委嘱及び委嘱期間)

**第4条** 専門員は、障害を理由とする差別等の解消に関し優れた識見を有するものと認められる者のうちから知事が委嘱する。

- 2 専門員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、障害保健福祉課長は、総務部行政課長と協議するものとする。

(報酬等)

**第5条** 専門員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

**第6条** 専門員の勤務場所は、福祉保健部障害保健福祉課とする。ただし、障害保健福祉課長が必要と認めるときは、それ以外の場所に勤務させることができる。

2 専門員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、障害保健福祉課長が別に定める。

3 専門員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

**第7条** 専門員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 専門員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 専門員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

**第8条** 知事は、専門員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

(1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 専門員として不相当と認められる行為をしたとき。

(4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

**第9条** この訓令に定めるもののほか、専門員に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年2月7日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---